

苦前町農業委員会の委員募集要項

1 趣旨

令和8年7月19日をもって任期満了となる苦前町農業委員会の委員を、以下のとおり募集します。

2 募集人員

11人

3 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用調整の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する方には資格がありません。

- 1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

5 任務

- 1) 総会に出席し、議案審議を行っていただきます。
- 2) 農地パトロール及び農地の利用状況調査を行っていただきます。
- 3) 農地の利用調整を図るために農地所有者や担い手間の調整を行っていただきます。
- 4) 年数回、平日を開催される各種研修会等に参加していただきます。
- 5) その他農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務

6 義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。

7 募集期間

令和8年2月2日（月）～令和8年3月2日（月）必着

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。

※土日祝祭日は、除きます。

申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。

8 応募方法

自薦または他薦とします。

自薦の場合は、「苦前町農業委員会委員候補者応募届出書（別記様式第5号）」に必要事項を明記し押印（シャチハタ不可）のうえ提出してください。

他薦の場合は、農業者が組織する団体その他の関係者（以下「法人又は団体」という。）による推薦と農業者個人による推薦の2通りがあります。

「法人又は団体」とは、規約又は定款があり代表者が定められている者をいいます。「苦前町農業委員会委員候補者推薦届出書（法人・団体用）（別記様式第2号・第3号）」に必要事項を明記し法人又は団体の印を押印のうえ提出してください。

農業者個人による推薦の場合は、町内に住所を有する農業者3名以上の連名による推薦になります。推薦者の人数が2名以下の場合は、受理できません。

「苦前町農業委員会委員候補者推薦届出書（個人用）（別記様式第1号・第4号）」に必要事項を明記し押印（シャチハタ不可）のうえ提出してください。

9 応募用紙

苦前町農林水産課及び苦前町農業委員会事務局に備え付けています。

苦前町ホームページからダウンロードすることもできます。

10 提出方法と提出先

苦前町農業委員会に、持参または郵送してください。

11 選考方法

提出いただいた応募書または推薦書の内容について、苦前町農業委員会の委員候補者評価委員会による審査を行います。

評価委員会の報告を受けて、町長が候補者を決定します。

12 任命

上記11の選考方法により候補者となった者については、令和8年6月に開会予定の苦前町議会定例会において同意が得られた場合、町長が農業委員を任命します。

13 選考結果の通知

候補者へ結果通知を行います。

14 その他

○提出された書類等は、選考のために使用し、それ以外の目的に使用しません。

○提出された書類等は、理由の如何にかかわらず返却しません。

○提出された書類等に、虚偽の記載があることが判明した場合は、委員就任後であっても任命を取り消す場合があります。

○候補者になった場合及び任命された場合は、町議会に提案する議案書参考資料及び町広報紙に氏名等を掲載しますので、ご承知ください。

15 問い合わせ先

苦前町農林水産課

〒078-3792 苦前町字旭37番地の1

☎0164-64-2314